

## 愛知県史を語る会

博物館 ☎66・1881

とき 10月22日(土)

午後1時～4時30分

ところ 勤労福祉会館3階

大研修室

内容 三河の民俗

講師 岩井宏實(帝塚山大

学名誉教授)、印南敏秀(愛

知大学教授)、鬼頭秀明(民

俗芸能学会会員)

定員 200人(申し込み順)

申込・問合先 9月20日(火)よ

り愛知県総務部総務課県史

編さん室(☎052・972・917

1)で受け付けます。

## 10月1日は「法の日」です

市民課 ☎66・1110

「法の日」を機会に、一度、法の役割や重要性、法や裁判の問題について、皆さんに考えていただきたいと思います。

皆さんが刑事裁判に参加する裁判員制度が、平成21年5月までに実施されます。そこで、法の日週間(法の日から1週間)に裁判員制度を皆さんに理解していただくための催しが各地で行われます。詳しくは、裁判所ホームページ

(<http://www.courts.go.jp/>)で紹介しています。ぜひ、ご参加ください。

## 司法書士による登記・法律無料面談相談

愛知県司法書士会

東三河総合相談センター

☎0532・54・5665

法の日(10月1日)の記念

事業として、無料相談を行います。

とき 10月1日(土)

午前10時～午後4時

ところ 市民会館中会議室

内容 不動産・会社・法人

の登記、裁判手続き、遺言、

成年後見など。

申し込み 当日会場へ。

## 平成17年度県民茶会

生涯学習課 ☎66・1167

とき 10月16日(日)

午前10時～午後3時

ところ 碧南市文化会館(碧

南市源氏神明町4番地)

茶券 前売券2席800円

当日券1席500円

※茶券は、9月17日(土)より、

各茶道教授宅および生涯学

習課内文化協会事務局で販

売します。



## 募集

### 市長対話「ぞくばら」参加者グループを募集します

秘書課 ☎66・1145

とき 10月26日(水)

午後3時～4時

ところ 市長応接室

テーマ 教育、環境問題、都

市整備など、市政に関する

ことなら何でも結構です。

ただし、単なる個人的な苦

情や要望は除きます。

募集組数 1組(3～6人程

度)

対話形式 フリートークینگ

申し込み 10月12日(水)(当日

消印有効)までに、ハガキ、

ファクス、Eメールで、参

加メンバー全員の住所・氏

名・年齢・電話番号・希望

するテーマを明記の上、秘

書課(〒443-8601 Fax 66

◆1192 Eメール info@ci-

ty.ganagorij.jp)へ。

※応募組数が多数の場合は、

抽選で決定します。参加の

可否は10月19日(水)までにこ

連絡します。

## 第100期競艇選手募集

競艇事業部事業課 ☎67・6606

競艇は、年齢や男女間に差

の無い実力主義のプロスポー

ツです。現在、約1千500人の

選手が活躍し、平均年収は約

2千万円です。競艇選手とい

う仕事に興味のある方、自分

の可能性に挑戦しようという

方は、ぜひ、ご連絡ください。

募集期間 10月7日(金)まで。

応募資格 14歳以上21歳未満

で中学校を卒業しているこ

と。このほか、身長や体重、

視力などの規定もありません。

詳しくは、蒲郡競艇場

内(社)愛知県モーターボート

競走会蒲郡事務所(☎68・

2530)へ。

## 児童クラブ指導員登録募集

児童課 ☎66・1108

勤務時間 1日4～8時間

対象 子育てに熱意のある方

※9月以降、登録された方か

ら随時、勤務を依頼します。

登録は、児童課備え付けの

履歴書をご利用ください。

また、詳しい内容は、児童

課へお問い合わせください。

。

### お気軽にご相談ください 相談は無料。秘密厳守です。

名称	とき	ところ	相談員	問合先
人権相談 行政 よろず相談	9月28日(木) 午前10時～午後4時	市民相談室	壁谷隆道 鈴木博子	市民課 ☎66・1110
	10月5日(木) 午前10時～午後4時		小林敏弘 金澤佳子	
税務相談	10月11日(木) 午前10時～午後3時	税務相談室 豊橋分室相談官		税務課 ☎66・1116

名称	とき	ところ	相談員	問合先
法律相談 (予約制)	10月5日(木)・12日(木) 午後1時～4時 予約受付:10月5日は9月26日(木)、10月12日は10月3日(木)午前8時30分からです。	市民相談室	弁護士	市民課 ☎66・1110
介護相談	10月11日(木) 午前9時30分～正午		介護相談員	長寿課 ☎66・1176
消費生活相談	9月30日(金)、10月7日(金) 午前10時～午後4時30分		消費生活相	商工観光課 ☎66・1119